

米軍嘉手納基地所属 F – 1 5 戦闘機の墜落事故に対する意見書

平成 30 年 6 月 11 日午前 6 時過ぎ、嘉手納基地所属の F – 1 5 イーグル戦闘機が沖縄本島南方の沖合約 80 キロの海上に墜落する事故が発生した。

これまで F – 1 5 戦闘機は、昭和 54 年に配備されて以降、今回を含め 10 件もの墜落事故を起こしている。このような重大事故が頻発すること自体、極めて異常であり到底看過することはできず、住民居住地域へ墜落したならば大惨事となることは必至である。

今回の事故は、過去の米軍機墜落により住民の尊い命が失われた痛ましい事故を思い起こさせるものであり、村民はもとより県民に計り知れない衝撃と恐怖を与えた。

米軍は事故後、「今後、調査委員会が事故発生までの事実関係と事故原因を究明し、安全確保を見直す間、一時的に F – 1 5 戦闘機の訓練飛行を中止する」と発表した。しかしながら、「安全点検が完了したため飛行再開する」との一方的な発表がなされ、また、日本政府もこのことを追認している。そして、事故発生からわずか 2 日後に F – 1 5 戦闘機の飛行訓練を再開させたことに強い憤りを覚える。軍事訓練を優先する日米両政府に対し村民の怒りは頂点に達している。

本村議会は、相次いで発生した米軍機による事故に対して再発防止や米軍機の安全管理の徹底等の抗議決議をこれまで再三にわたりおこなってきたが、徹底的な墜落原因究明をおこなわず、完全なる安全確保ができないまま、すぐに飛行を再開し、村民の生命と財産をないがしろにする米軍の一方的な行動は、決して許されるものではない。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、F – 1 5 戦闘機の墜落事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

1. 完全なる安全性が確保されるまで F – 1 5 戦闘機の飛行訓練を一切中止すること。
2. 事故原因を徹底究明し、実効性のある再発防止策を講ずること。
3. すべての航空機の住民居住地上空での飛行訓練を禁止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 6 月 20 日

沖縄県中頭郡読谷村議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長

米軍嘉手納基地所属 F－15 戦闘機の墜落事故に対する抗議決議

平成30年6月11日午前6時過ぎ、嘉手納基地所属のF－15イーグル戦闘機が沖縄本島南方の沖合約80キロの海上に墜落する事故が発生した。

これまでF－15戦闘機は、昭和54年に配備されて以降、今回を含め10件もの墜落事故を起こしている。このような重大事故が頻発すること自体、極めて異常であり到底看過することはできず、住民居住地域へ墜落したならば大惨事となることは必至である。

今回の事故は、過去の米軍機墜落により住民の尊い命が失われた痛ましい事故を思い起こさせるものであり、村民はもとより県民に計り知れない衝撃と恐怖を与えた。

米軍は事故後、「今後、調査委員会が事故発生までの事実関係と事故原因を究明し、安全確保を見直す間、一時的にF－15戦闘機の訓練飛行を中止する」と発表した。しかしながら、「安全点検が完了したため飛行再開する」との一方的な発表がなされ、また、日本政府もこのことを追認している。そして、事故発生からわずか2日後にF－15戦闘機の飛行訓練を再開させたことに強い憤りを覚える。軍事訓練を優先する日米両政府に対し村民の怒りは頂点に達している。

本村議会は、相次いで発生した米軍機による事故に対して再発防止や米軍機の安全管理の徹底等の抗議決議をこれまで再三にわたりおこなってきたが、徹底的な墜落原因究明をおこなわず、完全なる安全確保ができないまま、すぐに飛行を再開し、村民の生命と財産をないがしろにする米軍の一方的な行動は、決して許されるものではない。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、F－15戦闘機の墜落事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

1. 完全なる安全性が確保されるまでF－15戦闘機の飛行訓練を一切中止すること。
2. 事故原因を徹底究明し、実効性のある再発防止策を講ずること。
3. すべての航空機の住民居住地上空での飛行訓練を禁止すること。

以上、決議する。

平成30年6月20日

沖縄県中頭郡読谷村議会

あて先

駐日米国大使、太平洋空軍司令官、在日米軍司令官、在沖米四軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事